



様式第4号（第6条関係）

平成29年 8月 14日

富士見市議會議長 尾崎 孝好 様

会派名 草の根
代表 八子朋弘

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 平成29年7月29日～ 29年7月30日（ 0泊 2日）

2 参加者名

加賀奈々恵

3 場所（行政視察地・研修場所）

法政大学市ヶ谷キャンパス

4 調査・研修概要

市民と議員の条例づくり交流会議2017

議会のチェック機能を本気で考える

初日の全体会では「全国自治体の議会運営に関する実態調査の報告」と「今あらためて議選監査委員を考える」として、議選の監査委員のあり方についてパネルディスカッションが行われた。

「全国自治体の議会運営に関する実態調査の報告」では、首都大学東京長野基教授によって、2016年12月末時点までの調査結果集計表と、議会基本条例の制定状況が発表された。

議会基本条例は、都府県では6割、政令市では8割、市でも6割が制定済みで、「議会基本条例を制定しない」自治体が少ない状態となった。

しかし、その制定されている議会基本条例がどのように運用されているかを評価する、議会基本条例の運用評価といった観点では、運用評価を行っている

自治体は制定済みの自治体のなかで13%にしか満たなかった。

また、議会基本条例を制定しているところが、必ずしも、議会における情報公開や、議会において市民参加が進んでいるとは限らず、議会改革を進めるためには議会基本条例制定後の運用評価や、その後の継続した見直しが必要であると結論づけていた。

「議選監査委員制度と議会」では、山梨学院大学大学院の江藤俊明教授によって、議選の監査委員制度が2つの意味での新たな転換期を迎えていたという観点から、議選の監査委員制度について考えた。

2つの転換期とは、①自治法の改正と②議会改革の第二ステージである。

①自治法の改正で、議会は「議選監査委員を廃止することもできる」ようになったが、この議選の監査委員制度が選択制になったことには、評価が分かれている。

消極的な評価としては、そもそも監査委員制度自体が、中立性、専門性に欠けていること、また、特に「議選の」監査委員については、任期が短いこと、議長の「上がりのポスト」となってしまっているうえ、最大会派と首長が「癒着」てしまっている場合、監査のチェックが効かない、ということがあげられる。

積極的な評価としては、議会で議論された論点を監査でも活かせる、また、議会審議に活用できる、といったことがあげられる。

今後、各自治体は議選の監査委員をどうするか決められるようになったが、廃止する場合、監査委員にのみ与えられている決算の「実地調査権」を議会に戻す必要がある。監査委員を有権者の選挙で選ぶということもできるが、これには実現性が課題である。

議選の監査委員制度を存続させる場合は、各会派の持ち回りにするなど議会側からの選出基準を見直す必要がある。加えて、監査委員からレクチャーされるなど、議選監査委員を議会全体のものとする必要がある。

もしくは、監査事務局を他自治体との共同設置とするなどして、監査事務局の充実強化を図る必要がある。

議選監査委員制度を「廃止」するにせよ「存続」するにせよ、議会にはいくつかの課題があるので検討する必要があると感じた。

2日目は分科会制となっており、「議会基本条例を改めて学ぶ」をテーマにした分科会に参加した。

講師として、元栗山町議会事務局長の中尾修氏、大津市議会局の清水克士氏、

法政大学教授の廣瀬克哉氏が登壇。

最初に、議会基本条例をはじめて制定した栗山町の中尾氏が発表。栗山町では、議会報告会を開催した際に、ずっと議会報告会を続けるよう町民からの要請があったため、議会報告会を定着させるためのツールとして、議会基本条例が制定されたことが原点である。

効果として、今まで複数の法律にまたがっていてわかりづらかった「議会のあり方」が町民にわかりやすく提示され、より町民参加が進んだということがあげられる。

次に、議会改革の「最先端」といわれる大津市議会局の清水氏より、大津市の議会基本条例の提要について発表があった。

大津市では、現在では革新的な取り組みを多くしているといわれているが、議会基本条例の制定は、関西では遅い部類であったとのこと。

大津市議会基本条例の制定の意義には2つの側面があり、一つは、議会改革の歩みを後退させないために「市民と約束する」という側面、二つめは議会の最高規範条例として、議会の行動方針や政策立案を規定し、他の議会例規を束ねる実質的な「最高規範」とするという側面である。

大津市の議会基本条例には、特徴的な条項として災害時の議会対応を定めている。

東日本大震災における被災都市の議会では、議会を機能させる役割が整っておらず、議決機関として役割が果たせなかつたことを教訓として規定したということで、災害時の組織体制や行動基準については、別に計画で定められている。

最後に法政大学の廣瀬克哉教授より、まとめとして、制定済みの議会基本条例をどうするかという話があった。

改めて実行体制を確認する必要があり、とくに制定後の改選を経た議会では、なんのための改革だったのかの原点を再共有する必要がある。

任期4年間の議会全体の取り組みを約束する大津市議会ミッションロードマップのような取り組みが再確認にいいのではないか、とのこと。

大津市議会ミッションロードマップでは、4年の任期で取り組むべき目標を改選直後に議会全体で策定。選挙前に総括する。

これによって、議会全体でつくる条例の本数が増え、執行部とのやりとりもスムーズになった。

5 感想及びまとめ

二日間を通しての感想としては、議員一人ひとりに求められる素質もさることながら、二元代表制の議員として求められているのは、「議会全体として何をするか」ということであると感じた。議会に備わっている権限や制度の意義を再確認しながら、市民に開かれた議会とは何か、議会全体として何ができるかを検討していきたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管